

長野地区社会保障推進協議会ニュース



長野地区社保協は、社会保障についての相談窓口です。

社会保障制度の改善をめざして、労働組合、医療、福祉関連の諸団体、

市民団体、女性団体などが共同して運動をすすめる組織です。(活動地域：長野市、上水内郡)

長野市・新型コロナ関連情報

水道料金・下水道使用料の納付相談

長野市上下水道局では、新型コロナ感染症の影響により、水道料金・下水道使用料の支払いが一時的に困難となった方に対し、支払いの猶予などについて相談を受け付けています。

長野市内の水道料金(篠ノ井・川中島・更北地区を除く)・長野市内の下水道使用料に関すること
→シーデーシー情報システム(株)長野営業所
026-244-3232

篠ノ井・川中島・更北地区の水道に関すること
→ヴェオリア・ジェネッツ(株)川中島営業所
0120-971-105

納税相談・(納付を遅らせる、分割等)

新型コロナウイルスの影響を受けて市税を納期限内に納められない場合は、納税の猶予(申請に基づいて、納める時期を遅らせたり、分割して納めること)を受けることができます。
→長野市役所・収納課 026-224-7664

緊急小口資金・総合支援資金

長野県社会福祉協議会では、新型コロナ感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付が実施されています。
→長野市社会福祉協議会026-219-6881

国民健康保険の医療費負担

「一部負担金の徴収猶予・減免」

制度があります

国民健康保険は、生活が困難になった時、状況に応じて、病院・薬局で支払う医療費が猶予、減額または免除される制度があります。

※下図は長野市「国民健康保険のしおり」より。

○一部負担金の徴収猶予・減免

災害や特別な事情などにより、生活が著しく困難になったときは、その状況に応じて、一部負担金が徴収猶予、減額または免除される場合がありますので、ご相談ください。

医療費が心配で病院にかかれない…という時は、国民健康保険の担当課に相談しましょう。
→長野市役所・国民健康保険課
給付担当 026-224-7225

長野地区社保協は、この間、長野市に「新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険料の減免と国民健康保険の傷病手当金支給についての要望書」を提出しています。後日、長野市から回答をいただく予定です。次号ニュースでお知らせします。